

◎新潟県告示第369号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新発田市に係る新発田農業振興地域（平成28年新潟県告示163号）及び聖籠町に係る聖籠農業振興地域（平成16年新潟県告示第710号）の区域を次のとおり変更する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

- (1) 新発田農業振興地域
- (2) 聖籠農業振興地域

2 区域

- (1) 新発田市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

- (2) 聖籠町のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和6年3月29日